

令和4年7月12日

陳 情 文 書 表

厚 生 常 任 委 員 会

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査 (2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査 (3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査 (4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査 <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	59	付議年月日	2 . 1 2 . 2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせて日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p>			

陳情番号	70	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	神奈川県立障がい者福祉施設「あり方検討」の継続と関連する「県障がい福祉計画」の拡充について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情の要旨			
<p>1 この3月で終了予定の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下、「検討部会」）を発展的に改組して、2003年と2013年に続く第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付けてください。</p> <p>そして、委員を一部の有識者や関係団体代表に限らず、当事者やご家族、現場職員などの意見が幅広く反映される形で、十分な時間をかけて継続するとともに、その結果を現在進められている各施設の指定管理者選定作業に反映させてください。</p> <p>2 「虐待ゼロの実現」や「身体拘束によらない支援」など、施設における支援の一般的な視点だけでなく、2月1日付け「検討部会」報告書骨子（案）にも指摘されているように、県立施設に今後求められる役割と機能面、管理運営面などの視点から、総合的に検討してください。</p> <p>3 上記の2と関連する内容を含んだ県障がい福祉計画（第五期）における「施設から地域へ」という大切な目標を具体化するために、重度障がいがある人たちでも地域で安心して暮らし続けることができるような「神奈川方式の給付」制度を実現し、必要な予算を拡充してください。</p>			
陳情の理由			
<p>「津久井やまゆり園利用者支援検討委員会」（以下、「検討委員会」）を改組した「検討部会」では、昨年7月から精力的な議論が行われています。残念ながら、この陳情を行った時点では報告書がまだ出されていませんが、2月1日付け骨子（案）を読む限りでは、「虐待ゼロの実現」、「身体拘束によらない支援」、「意思決定支援」といった、民間も含めた施設共通の課題は整理されたものの、「県の障がい福祉行政」、「県立施設の役割」などは今後の検討に委ねられています。</p> <p>昨年12月の厚生常任委員会でも、自民党委員の方から、「今年度の論議をふまえ継続して、あり方自体の検討をし直す時期にきている」との要望が出されました。県立障がい者福祉施設のあり方検討は、これまで2003年と2013年に二回行われましたが、すでに10年近くが経過しており、かつ津久井やまゆり園事件を契機に新たな課題が提起されています。</p> <p>しかし、今回の「検討部会」は当初から2021年3月までと制約され、諸課題の全般的検討ができていません。対象も6施設であり、県総合リハビリテーションセンターの3施設は除かれました。したがって、この「検討部会」を発展的に改組して、第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付け、より総合的な検討を進める必要があると私たちは考えています。</p>			
<p>1 新たな検討会議の構成と運営方法について</p> <p>(1) 当事者のニーズやご家族の実情をふまえ、民間施設などの関係諸団体職員や市町村からの</p>			

要望も組み入れるために、一部の有識者や関係諸団体代表だけに限らず、幅広い参加の場をつくり、県民の意見を十分反映できる形にして、必要に応じては課題ごとのワーキンググループも設置してください。

- (2) 将来を見とおして、短期・中期・長期的視点で、時間をかけて検討してください。例えば、千葉県では2013年の袖ヶ浦福祉センター事件の後、2020年まで足掛け8年の検討の場を積み重ね、最終段階では福祉関係諸団体から幅広く24人が参加しています。
- (3) 3月で終了予定の「検討部会」でも、その結論を反映させるという趣旨から、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園だけでなく、三浦しらとり園の再指定やさがみ緑風園の新規指定も、全て2023年4月スタートでそろえられています。したがって、その検討を2021年度以降も継続させる場合には、必要に応じて既存の作業スケジュールを再度見直すことも視野に入れてください。

2 今後の県立施設に求められる役割と機能、管理運営方法の総合的検討について

- (1) 2月1日付け骨子（案）では、「県立施設の支援の停滞」、「利用者目線の支援に転換」できていない、「変化していく時代の波に対応」できていないなどと指摘されており（p24）、それ自体は率直に反省すべきことです。しかし、その原因のひとつとして、過去二回のあり方検討で、県立施設は「民間では受け入れ困難な重度の障がい者」を対象とする入所機能に特化すべきだと結論付けられたことがあります。

- (2) 第二の原因としては、2006年に施行された障害者自立支援法の前進面が活かされていないことです。例えば、日中活動の場と生活の場が区分され、入所施設の内だけで日々の暮らしが完結せずに地域へ広がり、利用者のニーズに合わせたサービスの組み立てができるようになりました。

しかし、県立施設は2003年までに再整備が全て完了しているので、先進的な民間施設と比べて、設備構造面でも運営面からも、この制度的前進を活かすことができていません。最近、津久井やまゆり園から横浜市内の民間施設に移り、生き生きとした自分を取り戻せた事例が、知事の言及もあって話題になりましたが、この前進面も影響しています。暮らしの豊かさが基本的に違うためです。

- (3) 第三の原因としては、入所機能を可能な限り「有期限」、「通過型」にして、地域生活移行を準備し、促進することが出来にくい体制になっていることです。

県の役割は広域支援という考え方を機械的に適用し過ぎたため、直接的な地域支援は市町村や民間の役割とされ、県立施設は通所部門やグループホームなどの多様な機能を設置することができなくなりました。そのため、今の施設に不可欠な、地域生活移行の支援を具体的に展開することが難しくなり、先進的な民間施設に遅れをとっています。「有期限」、「通過型」という方針が単なるスローガンで終わっているのです。

これらの諸原因が重なったことから、今後の県立施設に求められる役割と機能が偏り、時代に対応できなくなっていると私たちは考えていますが、それを改善していくことは十分に可能です。改めて、利用者目線の立場から、役割と機能、管理運営のあり方を総合的に検討してください。

- (4) また、県立施設は不要だとするのではなく、その強みを活かして、地域の暮らしを支援す

る諸機能を整備し、民間と連携した圏域の拠点施設となることが求められます。

入所機能に偏った現体制では、例えば中井やまゆり園「かながわエース」の職員が悩んでいるように、強度行動障がいがある人の支援を地域へ直接出向いて積極的に行うこともできません。県立としての強みを活かして、圏域の民間事業者と連携した拠点施設としてのあり方も追求できます。

- ア 十分な空き定数枠により緊急入所を含む地域のニーズに即応する
- イ 地域生活移行準備の場と専任の担当セクションを設置する
- ウ 民間の先進的な支援の実例を集約する研修情報センターを併設する
- エ 国への提言を見通した県単独の制度を試行的に実践する など。

(5) 次に、管理運営面では第一に、指定管理者制度をより適切に運用する方途を検討してください。2月1日付け骨子（案）には、「ある意味でもう県立の役割はないということかもしれない」（p27）といった批判もありますが、前述の役割や機能面とともに、指定管理者制度の運用を改善する可能性、例えば県の責務や指定管理者のガバナンス体制などを具体的に検討すべきだと私たちは考えています。

ア この制度は事業者が定期的に変わる可能性があり、暮らしの場である施設には本質的になじみにくい仕組みをもっています。2019年12月の知事発言以降に共同会との間で起こった一連のあつれきも、あるいは、今年度末の川崎市立特別養護老人ホームで起こった混乱もこれに起因します。仮に事業者が交代するとしても、利用者と職員との信頼関係が壊されないように、担当職員はそのまま次の事業者が雇用できるような基本契約が必要です。

イ 社会福祉法人の財政運営はどこも厳しいため、指定管理料が十分でないに必要な職員配置が困難になり、県立施設としての機能を発揮しにくくなります。また、経費節減の自己努力を求めすぎるのも、マイナスになりかねません。

一般の民間施設よりも職員数が多い津久井やまゆり園で虐待が疑われる事案が起きたことなどから、支援水準と職員配置は連動しないという見方が一部にあります。それは誤った類推であり、常勤職員を基幹とした十分な職員配置は不可欠の条件です。

ウ 県の日常的モニタリングは間接的で形骸化しやすく、津久井やまゆり園事件でもこの弱点が露呈して、凄惨な殺傷事件につながったといえます。指定管理者に不都合な事実がそのまま県に報告されるとは限りません。

現地に出向いてのモニタリング、必要に応じた実地指導など、これを一般法人向けに実施したら過度の介入となるかも知れないことでも、指定管理なら県の責務として当然のことです。

エ 定期的に他の施設（県直営、他法人の指定管理、民間経営）と職員交流し、支援の現場で実地に相互研修を行うことも、外部の目を日常的に施設の中に入れるという意味で有効です。（直営施設の改善にも共通）

(6) 第二として、直営施設の管理運営についても改善できます。民営化の目的とされる「柔軟で、効果的、効率的なサービス」は直営でも可能だからです。

県の財務規則で入所施設特例を設ける、民間のように現場に裁量権を持たせるなどの自己

努力を行えば、直営でも民間施設と同レベルの運営になります。直営では無理だという先入観により、委託するしかないという考え方に県自身が陥っているのです。

逆に、民間のような収支バランス前提の運営ではなく、県民ニーズに即応する新たなサービスを展開できるメリットも直営施設にはあります。現場の意見を十分に聞いた評価をお願いします。

3 県障がい福祉計画（第五期）の「施設から地域へ」という目標の具体化について

(1) この目標を本当に具体化させるには、重度障がいがある人たちでも安心して地域で暮らし続けることができるような仕組みが必要だと、私たちは考えています。

ここで、大切にすべきなのは、現行の第五期計画に関連する諸課題がすでに適切に整理されているということです。例えば、次の通りです。

ア 施設機能については、住まいの場であると共に、地域移行の準備や支援、レスパイトなど地域で暮らす障害者へのサービス提供が必要である。

イ 津久井やまゆり園再生に向けた利用者の意思決定支援、地域生活移行の促進などを「県内の施設入所者全体に広げ、重度の障がい者を含め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」が必要である。

ウ 「重度障がい者を受け入れ可能なグループホームの整備、運営の支援、人材養成、助言指導、体験利用の促進」が必要である。

(2) しかし、その具体的な目標設定になると、施設の入所定員数の削減などで今一步踏み込めておらず、現状の困難さを追認しているようです。

障がい者への偏見と差別の多くは、学校や施設という制度によって、子どもの頃から地域の暮らしと分離されている現状に起因しており、津久井やまゆり園事件から学ぶべき教訓のひとつです。入所施設が「住まいの場」として改善されたとしても、施設の存在そのものによって日々の暮らしが分離されている現状を、公立施設と民間施設の共同の取り組みで段階的に変えていく必要があります。他の選択肢では不安だからと、施設へ入所しなくてもよい時代こそが、本当の「共に生きる社会」ではないでしょうか。

神奈川県は障がい福祉計画を地域での暮らしを本筋とする方向へと、現実的にかじを切る必要があります。これは県の政策的課題であり、入所規模の縮小と機能転換を計画的に具体化することです。施設か地域化ではなく、重度重複障がいがあっても、地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みをつくること、施設はそれを支援できるようにして、利用者本人が選べるようにすることです。その意味で、2月1日付け骨子（案）にある「神奈川方式の給付制度」をぜひ実現して、必要な予算を十分に確保してください。

陳情番号	73	付議年月日	3 . 6 . 2
件名	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いもので在った為、医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。</p> <p style="text-align: center;">告訴状</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月9日</p> <p>横浜地方検察庁 検察官 殿</p> <p style="text-align: right;">〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎</p> <p style="text-align: right;">〒231-0588 横浜市中区日本大通1</p> <p style="text-align: right;">被告訴人 黒岩祐治 同所 被告訴人 水町友治 同所 被告訴人 岡田計一 同所 被告訴人 佐久間剛 同所 被告訴人 廣瀬剛彦 同所 被告訴人 高橋良治 同所 被告訴人 今井雅裕 同所 被告訴人 榊枝伸和 同所 被告訴人 市村勇作</p> <p>上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。</p>			

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく^{ないがし}監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	80	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生^の蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県^の施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、<u>国から問題提起</u>されているほど酷いものである。</p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者に行行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3.9.16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生 of 蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の実策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。</u></p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	113	付議年月日	4. 5. 17
件名	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について国に意見書を出すことを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れること</p> <p>公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れることを求め、陳情いたします。</p> <p>陳情の理由</p> <p>令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。</p> <p>この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。</p> <p>しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達^{たち}が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。</p> <p>したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。</p>			

陳情番号	116-1	付議年月日	4.6.22
件名	教育現場への感染症対策緩和について周知を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>2020年から続く感染症対策は、子ども達へ身体的にも精神的にも大きな影響を与えています。現在マスク着用の不要な場面ではマスクを外すようにとの文科省からの通知が出たにもかかわらず現場では教師も子どももまだ外せていないことがほとんどです。熱中症の危険が増す今時期、健康被害がこれ以上広がらないよう感染症対策についての正しい知識を今一度教育現場に広報頂くことを求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2年以上の長きにわたり、教師や親から、または地域の方からの大人の指導が入ることで、外したくても自分の意志を貫くことができない子どもは多く、特に思春期の学生は今更顔全体を見せるのが恥ずかしいといった特有の感情が生まれてもいます。子どもたちの重症化リスクは低いこと、高齢者などリスクの高い人はワクチンを接種しているという現状の中、今だ、身体的距離の確保、マスク着用、手指の消毒などの対策は続いています。社会生活の基礎を身体で感じ学ぶ学生時代にあって、人の表情が乏しく会話もない集団生活は身体的にも精神発達にも多大なる悪影響を及ぼします。特にマスクは十分な酸素が脳に届かず頭痛や集中力の低下から学力低下への影響も懸念されます。習慣化してしまったこうした状況を早急に改善するためには、行政からの積極的な発信が必要不可欠です。今後も厚生労働省や文部科学省の方針に基づき、その時々に応じた感染症対策について、教育現場への周知をお願いします。</p>			

健康醫療局關係陳情

陳情番号	87	付議年月日	3.10.29
件名	ワクチン接種による差別禁止条例の制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>1 神奈川県においてワクチン接種による差別禁止条例を制定すること。</p> <p>2 神奈川県においてワクチン接種による差別をなくすため差別行為の無いよう指導、取締り、広報を徹底すること。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>現在行われているワクチン接種は任意ではある。しかし小集団の中では同調圧力及び雇用主と従業員、先輩と後輩、主要取引先と下請け等力の圧倒的不均衡によって、ワクチンの非接種者が意に反する理不尽な職場の異動、大会やイベントの不参加、接種をしない理由の説明を求められるなどプライバシーがまもれない等不利益を被る可能性がある。</p> <p>例 職場において何度もワクチン接種をしたかを確認され非接種のままでは自分だけ毎年行っている出張を理由の説明なく外された。 部活の大会にワクチン接種をした部員ばかり選ばれ、非接種者は選ばれなかった。ワクチン接種者は練習にあまり出ていなくても選ばれていた。</p> <p>また、これから先接種証明、ワクチンパスポート等の出現により非接種者に対して職場を解雇、契約の更新を拒否される、行動制限、就職における不利、サービスの低下、度重なる接種証明取得の負担などが出てくる恐れがある。</p> <p>既にある例 横浜市ワクチン接種キャンペーン 新型コロナワクチン2回接種した方に特典を提供するキャンペーン ワクチン接種者が得をするキャンペーン。非接種者が損をするわけでは無いが接種者と非接種者の違いに根拠がなく、漠然と接種者が良、非接種者が悪、または接種者が優、非接種者が劣というイメージの刷り込みとなり差別となる。またこのような差別に慣れさせ市民を差別に鈍感にしてしまう。 横浜市はこのような差別を止めるよう指導する立場にありながらキャンペーンを行っているのは甚だ遺憾である。すぐに中止するようにすべき。または非接種者も同じ扱いにするべきである。</p> <p>このように個人の選択が尊重されなかったり意にそわぬワクチン接種をしなければならない状況に追い込まれる可能性がある。</p> <p>これらのことは個人が自分の身体に何を入れるか、自分がどのような医療行為を望むかを自分で決める自己決定権が侵され差別を受けるため憲法13条の幸福追求権や憲法14条の法の下に平等に反する。</p> <p>このようなことを防ぐために「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」一、二があるが充分ではなく神奈川県としてこの付帯決議が生かせる条例が必要と考える。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	3. 11. 11
件名	コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例を制定する事を求めます。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ騒動が始まって以来、多くの産業や人々が経済的に苦境に追い込まれている。又コロナり患者、コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・マスク未着用者等に対するひぼう中傷・差別・いじめが横行し、本来誰もが持つ基本的人権が脅かされているのは誠に遺憾です。この状況を打破し、神奈川県及び県に存在する事業者・県民らが、人権を大切に守り合う意志・決意を形にする^{ため}に、人権差別禁止条例を制定する事を要望致します。 ・2月に施行された新型コロナ対応の改正特別措置法が、差別対策は国と自治体の責務と規定。元東京都職員の佐々木信夫・中央大名誉教授・(行政学)が、コロナワクチン未接種者に対する差別の件でインタビューを共同通信社から電話で受けた内容は次の通りです。 「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することは、より強い周知を図り、単なる広報活動より意義があるといえる。国に比べて地方自治体の方が問題に迅速に対応できる上、国の法律より地域に伝わりやすいという利点もある。罰則がない分、拘束力は弱まるが、問題行動が発覚した際に、条例違反を根拠に訴訟を起こす事ができる。高知県などに追随する自治体が今後出てくる可能性はある。」(京都新聞10月4日、24面の関連記事にも同じ内容で掲載されている内容より抜粋。)なお佐々木信夫先生より、この件について直接私が電話で確認済みです。 <p>武蔵野美術大の志田陽子教授(憲法)は「自粛警察に象徴されるように日本では同調圧力が働きやすく、その背景にある社会の不安を和らげるには政府や自治体はその都度『やってはいけない』と言ったり、情報提供を行ったりすることが重要だ」と指摘。法律や条例に禁止事項を明記しておけば、問題行為だと指摘しやすくなり、有効性が高まると強調しました。</p> <p>^{なお}尚、既に8県が未接種差別禁止条例を制定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「何人もコロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・又はマスク未着用であることを理由に、差別的取り扱い・ひぼう中傷・いじめ・名誉・信用の毀損、人権の侵害そのほかの権利を侵害する行為(解雇・退学・減給・休学・修学旅行参加不認・対面授業不認等)をしてはならない」という内容の条例制定を要望致します。 			

陳情番号	94	付議年月日	3. 11. 12
件名	「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出する事の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出して頂きたいので、神奈川県議会に陳情致します。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>法務省は「STOP！コロナ差別 ―差別をなくし正しい理解を― キャンペーン」を実施しているにもかかわらず、コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・左遷させられる・あるいは介護施設を追い出される・学校を退学勧告・休学・対面授業を受けさせない事象が多発しています。</p> <p>今後は、コロナワクチンを接種しないという理由により、解雇、減給、配置転換・介護施設から追い出す・退学・休学・対面授業の禁止・就職あっせんの中止等の全ての差別的な措置は、全て無効になるという法令・施策を国において制定する様、神奈川県議会より意見書を提出して頂たく、陳情致します。</p> <p>学校において接種証明書や陰性証明書がないと対面授業に出席できない、会社や事業所において、接種証明書や陰性証明書がないと入社や就業が認められないという扱いを全て無効にする法令を制定する様、神奈川県議会から国に意見書を出していただきたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に、解雇・退学・介護施設からの強制退去等の人権侵害を受けたと報告された職場や学校・介護施設に対し、差別をしない様に、国が県とも連携をとり、人権問題の観点から指導するという事を実施して頂く様、求めます。</p> <p>国が、県とも連携をとり、定期的に各学校・事業所等をくまなく見回りをしていただきたいです。具体的には、コロナワクチン未接種者に対する解雇や減給・休業・左遷・退学等の差別をしていないか調査して、発覚した場合は、即座に差別を撤回させる事を盛り込んだ法令・法律を制定頂きたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に差別されることの全てを無効にし、全ての日本国民の基本的な人権を、いかなる時でも国が徹底して守る法律・法令を制定する様、国に意見書を提出して頂けますよう陳情致します。</p>			

陳情番号	108	付議年月日	4. 2. 21
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークより保護されている動物の所有権についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』より動物虐待及び、動物愛護管理法違反にて他団体に避難保護された動物の返還要求差止を実施していただきたい</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』</p> <p>2021年1月28日</p> <p>動物虐待及び、動物愛護管理法違反により刑事告発される</p> <p>2021年9月7日</p> <p>警察による家宅捜査</p> <p>捜査継続中であるにもかかわらず虐待していた動物の返還を求めています。</p> <p>オンライン署名では7000人以上の所有権放棄、返還の差し止めを求めています。</p> <p>SNSでは虐待されている犬達^{たち}の様子が拡散されています。</p> <p>同時に現在の保護下の様子も見る事ができ環境による行動の違いには驚かされるばかりです。</p> <p>科学的にも暴力が動物のしつけに与える悪影響が立証されており、世論としても体罰は必要ない方向に進んでおります。</p> <p>動物福祉を考え、殺処分ゼロとする神奈川県とは逆の行動であると考えます。</p> <p>愛護保護活動家以外の県民として信頼できる県政であるためにも、この件は見逃さず現在保護されている動物達に目を向け『今後も虐待を公言する団体』に戻すことがない様陳情いたします。</p>			

陳情番号	115	付議年月日	4 . 6 . 20
件名	「動物取扱業者の選任 環境省令第六号 第九条法第二十二條第一項の変更」についての意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和2年に改正された上記変更を2年以前のものに戻す意見書を国に提出して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>上記項目が下記のように変更になりました。下線の部分が新しく加えられた箇所です。</p> <p>1) 種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期過程を修了していることを含む。）</u></p> <p>2) 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</u></p> <p>この変更によってどのような弊害がでるか。</p> <p>1) 弊社の本部はオーストラリアです。私はオーストラリアのバークバスターズでトレーニングを2002年に受けてそのメソッドを日本に持ち帰り、日本で2003年より活動をしております。上記1)の日本の法に基づいた教育機関を卒業していないため、今まで認可されていた動物取扱業の許可がおりなければ廃業に追い込まれます。</p> <p>2) 弊社のメソッドはどの学校、どのトレーナーとも全く違うやり方をしているので上記2)の客観的な試験によって知識や技術があるとの証明ができません。</p> <p>3) 2003年に活動を始めてから日本で3千余の問題行動犬をお利口にしてきています（世界では150万匹）。その中の多くが「バークバスターズがダメならこの犬を処分します」「バークバスターズが5人目のトレーナーです」「もう17歳なので他のトレーナーにことごとく断られ</p>			

ました」の理由から弊社を訪れて下さいました。そのワンちゃんたちはみんなお利口になって、今は幸せな生活が送れています。この変更によって弊社がなくなると、ひどい問題行動犬（噛む、ひどくほえる）は対処ができなく処分されます。1歳以上のワンちゃんのトレーニングができる方はあまりいないため、1歳以上の問題行動があるワンちゃんは飼い主さんがずっと苦勞するだけではなく、ご近所とのトラブルに発展してしまいます。

- 4) 処分されるワンちゃんの数あまり減っていません。その中の多くが問題行動があるからとの理由で飼い主からの引き取りがほとんどを占めています。保護された犬に新しい飼い主を探すことは大事ですが、飼い主がワンちゃんを捨ててしまわないように問題行動をなくすことに重点をおくのが一番の近道なのです。問題行動犬が川上から流れてきます。それを川下で一生懸命に救っても、これからもずっと流れ続けます。これを止めなければいけません。それが私たちにはできません。

どうか、弊社が存続できますようにご助力くださいますようお願い申し上げます。

陳情番号	120	付議年月日	4.6.22
件名	動物虐待行為者への行政権限の行使についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
1	<p>陳情の要旨</p> <p>神奈川県行政は環境省・動物虐待等に関する対応ガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄に積極的に働きかけることと、行政権限を直ちに行使することを有権者として強く求めます。</p>		
2	<p>陳情の理由</p> <p>1 神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在検察官へ送致されています。 事件番号：令和4年検第1569号、1570号</p> <p>2 神奈川県動物センターは、現に動物虐待が行われている事実を動画で確認をしています。</p> <p>3 環境省・動物虐待に関する対応ガイドライン（以下「ガイドライン」とします）において、違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、捜査機関等の対応が継続中であることを理由に行政処分を留保することは不相当としています。</p> <p>4 ガイドラインにおいては、違反行為に対して公訴が提起されているにも関わらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないことは、法の趣旨に反するとしています（ガイドライン70頁）。</p> <p>5 ガイドラインにおいては、動物が虐待者により飼養されていた場合、行為者が所有権を放棄するよう積極的に働きかけることとしています（ガイドライン70頁）。</p> <p>6 ガイドラインにおいて、動物虐待事案の発生を未然に防止することは行政の重要な役割としています（ガイドライン21頁等）。神奈川県動物愛護センターにおいては、法により、動物虐待を未然に防ぐ権限が与えられています。</p> <p>7 神奈川県動物愛護センターは、当該団体代表者が動物への暴行を「しつけ」と正当化した段階で、暴行自体は自認していることや、虐待行為、虐待者、場所等を特定できる動画で事実を確認しながら書面による勧告、命令等を行っていないとすれば、ガイドラインが危惧した動物愛護法の趣旨に反した結果が生じる蓋然性が、現時点においても高いということになります。神奈川県行政はガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄を積極的に働きかけ、直ちに行政権限の行使を求めます。</p>		

兩局共管陳情

陳情番号	105	付議年月日	3 . 1 2 . 3
件名	障害者福祉の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は2014年2月、障害者権利条約の締約国となりました。この条約の根本には、現在、最も人権が守られていない障害者の権利の確立を通じて、全ての人たちの人権が保障される社会を実現するという理念があります。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>県は、「精神障害にも対応する地域包括ケアシステム」の構築推進事業については、平成30年度から取り組み、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、そこで共有、検討された地域の実情や課題を踏まえたうえで、国要綱で示された事業内容を推進するとしています。その事業内容のメニューの中でもとりわけ、住まいの場の確保、人材養成、ピアサポーターの活用、アウトリーチ支援、普及啓発は、精神障害者の包括的・重層的な地域生活支援に不可欠な事業です。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 入所施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立の入所施設など一部の入所施設に強度行動障害の障害者が多数入所しています。県内のどの入所施設でも入所できるようにしてください。 ○すべての入所施設への補助金を抜本的に増やし、職員の賃金を上げ、職員体制を充実してください。 ○強度行動障害の障害者が多数入所している入所施設では、その支援は管理的にならざるを得ず、虐待のリスクは民間・公務を問わずあります。各施設の模範となる県立施設を育てることで、県としての水準を担保する役割を、県は手放さず、県立施設をなくさないでください。 <p>2 コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍において、障害者が通所・入所する施設や障害者が働く事業所、障害児の学ぶ学校の職員に対するPCR検査は感染拡大を防止するうえでとても有効な手段です。上記の職員に対してPCR検査を定期的に行ってください。 ○感染した場合に重症化が懸念されるため、PCR検査の対象にぜひ利用者、生徒を加えてください。 <p>3 精神障害に対する地域包括ケアシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の設置の進捗状況を明らかにし、事業内容の各メニューの具体的な実施目標と達成計画を明らかにしてください。 			